

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 白井市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
9,414	339	458	10,212

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	18,168	16,547	1,621	390	726	13,867	基金から656百万円繰入
学校給食共同調理場事業特別会計	453	448	5	5	236	-	
一般会計等	18,149	16,523	1,626	395		13,867	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	382	388	6	374	92	596	336	法適用企業
下水道事業特別会計	907	844	63	63	99	3,009	903	
国民健康保険特別会計事業勘定	4,873	4,767	106	106	384	-	-	基金から39百万円繰入
老人保健特別会計	314	303	11	11	15	-	-	
介護保険特別会計保険事業勘定	1,776	1,711	65	65	250	-	-	基金から1百万円繰入
後期高齢者医療特別会計	297	295	2	2	40	-	-	
公営企業会計等 計				621		3,605	1,239	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
千葉県市町村総合事務組合	35,278	34,523	755	755	1,920	-	-	一般会計
千葉県市町村総合事務組合	259	212	48	48	-	-	-	千葉県自治会館管理運営特別会計
千葉県市町村総合事務組合	148	141	6	6	33	-	-	千葉県自治研修センター特別会計
千葉県市町村総合事務組合	165	144	21	21	28	-	-	千葉県市町村交通災害共済特別会計
印旛都市広域市町村圏事務組合	317	285	32	32	-	-	-	一般会計
印旛都市広域市町村圏事務組合	3,700	3,347	354	1,669	420	6,853	22	水道用水供給事業会計・法適用企業
印西地区環境整備事業組合	3,543	3,157	385	228		5,456	2,037	一般会計
印西地区環境整備事業組合	455	304	151	46		754	306	墓地事業特別会計
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	3,640	3,527	113	113	111	3,747	326	一般会計
印旛利根川水防事務組合	14	13	1	1	2	-	-	一般会計
印西地区消防組合	2,583	2,548	35	35	-	1,803	340	一般会計
千葉県後期高齢者医療広域連合	4,171	3,874	297	297	20	-	-	一般会計
千葉県後期高齢者医療広域連合	324,339	315,131	9,208	9,208	2,093	-	-	後期高齢者医療特別会計
一部事務組合等 計				12,459		18,613	3,031	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
白井梨ブランド株式会社	-	-	347	-	-	-	-	-	株主総会にて財務諸表の承認が未決議のため、決算額は未確定
成田高速鉄道アクセス株式会社	526	17,335	116	389	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			463	389	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,187	2,004	183
減債基金	1	1	0
その他充当可能基金	1,771	1,709	62
充当可能基金計	3,959	3,714	245

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	7.11	3.87	3.24	13.30	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	13.67	9.95	3.72	18.30	40.00	下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	15.1	14.6	0.5	25.0	35.0				
将来負担比率	34.3	26.1	8.2	350.0					
財政力指数	0.97	0.97	0.00						
経常収支比率	96.9	94.3	2.6						

- (注) 1.「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数(～)で表示している。
 2.「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3.早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 4.「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。